

福島県プロポーザル方式・コンペ方式（測量等以外）実施要領

（制定令和4年2月10日総務部長依命通達）

（趣旨）

第1条 この要領は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。）第296条第2項の規定に基づき、福島県が発注する業務において、プロポーザル方式又はコンペ方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、「福島県が発注する業務」とは、工事、工事の設計、工事に関する調査及び測量並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象案件以外の業務をいう。

2 この要領において、「プロポーザル方式」とは、企画提案書を公募し、企画内容や業務遂行能力等が最も優れた企画提案者を選定する方式をいう。

3 この要領において、「コンペ方式」とは、企画提案書を公募し、最も優れた企画提案を選定する方式をいう。

4 この要領において、「契約権者」とは、規則第2条第11号に規定する契約権者をいう。

（対象業務）

第3条 対象業務は、福島県が発注する業務のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、「競争入札に適さないもの」に該当し、プロポーザル方式又はコンペ方式（以下「プロポーザル方式等」という。）を実施するものとする。

2 契約権者は、福島県が発注する業務にプロポーザル方式等を採用する場合は、その必要性を十分検討し、競争入札に適さず真に必要と認められる理由及び根拠を明示の上、決定する。

（参加資格）

第4条 企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与して

いる者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

- 2 参加資格については、前項に定める事項のほか、業務の内容に応じて必要な事項を定めることができるものとする。

(募集要領の公示)

第5条 契約権者は、手続きを開始するにあたっては、次に掲げる事項について、募集要領を策定し、福島県公式ホームページへの掲載により公示する。

- (1) 業務名
 - (2) 業務概要
 - (3) 業務仕様
 - (4) 見積限度額
 - (5) 参加資格
 - (6) 実施のスケジュール
 - (7) 手続に関する事項
 - (8) 企画提案書の記載内容、提出書類
 - (9) 企画提案書の評価基準、審査方法
 - (10) プロポーザル又はコンペ審査委員会を公開で行う場合は、その旨
 - (11) 企画提案書を失格とする事項
 - (12) 契約に関する事項
 - (13) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに契約が成立する旨
 - (14) その他必要な事項
- 2 公示は、募集要領を公示した日から企画提案書の提出期限の日まで行うものとする。
- 3 契約権者は募集要領に対する質問を受け付け、質問に対する回答を作成するものとし、福島県公式ホームページへの掲載により周知するものとする。

(参加申込書の提出及び参加資格審査)

第6条 契約権者は、募集要領において定める期限までに、参加申込書に参加資格の確認のための書類を添えて提出させ、参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加希望業者へ通知するものとする。

(企画提案書等の提出)

第7条 契約権者は、提出者に、企画提案書及びその他募集要領において提出を求めているもの(以下「企画提案書等」という。)がある場合にはその書類を募集要領に示す方法により提出させるものとする。

- 2 企画提案書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、企画提案書等の返却は行わないものとする。ただし、企画提案書等の作成等が提出者に著しい負担を生じさせる場合はこの限りでない。
- 3 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めないものとする。

(企画提案書の失格)

第8条 次の各号のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
 - (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
 - (3) プロポーザル又はコンペ審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- 2 契約権者は、前項に基づき企画提案書を失格とした場合、プロポーザル又はコンペ審査委員会に報告するものとする。

(プロポーザル審査委員会)

第9条 契約権者は、プロポーザル方式を採用する場合において、提案のあった企画提案書の審査を行い、最も優れた企画提案者(以下「最優秀提案者」という。)を選定するため、プロポーザル審査委員会(以下この条において「審査委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 審査委員会の委員の構成は、当該業務に詳しい外部の有識者や他部局の職員を含めるものとする。
- 3 審査委員会は次の事務を担当する。
 - (1) 募集要領の策定
 - (2) 企画提案書の審査及び最優秀提案者の選定
- 4 審査委員会による企画提案書の審査は以下による。ただし、業務の内容がこれに適さない場合は、審査委員会において別の方法を設定することができる。
 - (1) ヒアリング対象者の選定(一次審査)
提出者からの企画提案書を審査し、ヒアリング対象者を選定する。
 - (2) 最優秀提案者の選定(二次審査)
企画提案書の内容についてヒアリングにより確認を行い、一次審査結果と併せて最優秀提案者を選定する。
- 5 審査委員会は、前項各号の審査において、提出された企画提案書が審査基準を満たさない場合は、選定しないことができる。

(コンペ審査委員会)

第10条 契約権者は、コンペ方式を採用する場合において、提案のあった企画提案書の審査を行い、最も優れた企画提案書（以下「最優秀提案」という。）を選定するため、コンペ審査委員会を設置するものとする。

2 前条第2項から第5項の規定については、コンペ審査委員会において準用するものとする。

(審査結果の通知)

第11条 契約権者は、一次審査によりヒアリング対象者を選定したときは、一次審査を受けた全員に対して、速やかに審査結果を通知しなければならない。

2 契約権者は、二次審査により最優秀提案者又は最優秀提案を選定したときは、二次審査を受けた全員に対して速やかに審査結果を通知しなければならない。

3 契約権者は、一次審査及び二次審査の結果、一次審査にあつてはヒアリング対象者とならなかった者、二次審査にあつては契約の候補者（以下「契約候補者」という。）とならなかった者へ審査結果を通知するときは、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる旨を通知するものとする。

4 契約権者は、前項の規定による説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

5 第9条第4項の各号とは別の方法で審査した場合における審査結果の通知は、前4項の規定に準じるものとする。

(評価内容の担保)

第12条 契約権者は、契約候補者が提出した企画提案書の内容を仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。

2 企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

3 前項の内容は、募集要領に記載するものとする。

(審査結果の公表)

第13条 契約権者は、企画提案書の審査結果について、以下の項目を速やかに福島県公式ホームページへの掲載により公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務の概要
- (3) 履行期間
- (4) 公示期間
- (5) プロポーザル又はコンペ審査委員会審査日
- (6) 契約候補者
- (7) その他必要な事項

(企画提案書の取扱い)

第14条 契約権者は、企画提案書を公表しないものとする。ただし、予め募集要領において公表する旨を明示している場合は、この限りではない。

2 契約権者は、提出者の了承を得ることなく企画提案書の一部のみを採用することはできないものとする。

(発注見通しの報告)

第15条 契約権者はプロポーザル方式等により発注することが見込まれる業務がある場合は、発注する当該年度の4月10日までにプロポーザル方式等発注見通し(様式第1号)を作成し、予算主管課長に送付するものとする。

2 予算主管課長は前項において送付のあったプロポーザル方式等発注見通しを各部局等ごとに取りまとめ、4月20日までに福島県公式ホームページにおいて公表を行い、公表したプロポーザル方式等発注見通しを出納総務課長へ提出するものとする。

3 出納総務課長は4月中に福島県公式ホームページ(出納総務課ページ)において県のプロポーザル方式等の発注見通しを公表するものとする。

4 契約権者は第1項において作成した発注見通しの変更や補正予算成立により新たな発注が生じた場合は、速やかに予算主管課長にプロポーザル方式等発注見通しを送付するものとする。

5 予算主管課長は前項において送付のあったプロポーザル方式等発注見通しを各部局等において取りまとめ、出納総務課長へ提出するとともに第2項により公表しているプロポーザル方式等発注見通しを修正し、公表するものとする。

6 出納総務課長は前項の提出があった場合は、随時、第3項により公表しているプロポーザル方式等の発注見通しを修正し、公表するものとする。

(契約結果の報告)

第16条 契約権者は、プロポーザル方式等で契約した業務について、プロポーザル方式等契約結果一覧(様式第2号)により毎月の契約結果をとりまとめ、翌月の15日までに予算主管課長に送付するものとする。

2 予算主管課長は前項において送付のあったプロポーザル方式等契約結果一覧を部局等ごとに取りまとめ、その月の20日までに出納総務課長へ報告するものとする。

(福島県入札制度等監視委員会における審議)

第17条 福島県入札制度等監視委員会において、必要に応じて委員の抽出によりプロポーザル方式等の運用状況等を審議するものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に募集要領を公示するものから適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。